

- の援助が効果的に行われるように努める。
- (五) 教育相談に関する基礎的な知識や技術の習得を図るため、研修の充実にも努める。

四 学業指導の強化充実に努める

- (一) 児童生徒の個性や能力に応じ、「わかる授業」の展開に努め、一人一人の児童生徒が意欲をもって学習に取り組めるようにする。
- (二) 学級担任と教科担任の生徒指導における役割を明確にし、密接な連携のもとに、一人一人の児童生徒への学業指導を推進する。

五 児童生徒の事故防止に努める

- (一) 日常観察を強化し、問題徴候の早期発見、早期対応に努める。
- (二) 問題行動等の多い児童生徒については、個別指導を特に強化する。
- (三) 学年内及び学年間の連絡・連携を密にして、全教師が一致協力して事故防止に努める。
- (四) 地域や関係機関と常に連携を図り、児童生徒の健全育成に努める。

六 家庭や地域との連携を深める

- (一) 学校と家庭が相互に補完しながら、児童生徒の基本的な生活態度の育成に努める。

- (二) 家庭や地域との連携の内容・方法等について工夫する。
- (三) 小・中・高等学校との連携の在り方について工夫し、一貫した生徒指導を進める。

進路指導



中学校

進路指導は生徒の個人資料、啓発的経験、進路情報を基に、授業及び進路相談を通じて、生徒自らが将来における進路の選択や計画を立案し、就職や進学、更にはその後の生活において、自己の目標を具体的に実現できるよう指導・援助する教育活動である。

すなわち、進路指導とは、変動する社会の中で自己を正しく生かすことができるよう、しっかりとした人生観・職業観を進路との結びつきのうえで自覚させる指導であり、将来の生活における「生き方」の援助・指導である。したがって進路指導を進めるに当たっては、三年間を見通した指導を中核として、学校教育全体を通じて計画的・継続的に援助・指導を進めることが大切である。

このような認識に立ち、次の点に努力する。

一 共通理解を深め、指導体制を確立する

- (一) 進路指導の意義や重要性についての理解を一層深め、全教師が一体となって指導の推進に努める。
- (二) 進路指導主事、学級担任を中心に全教師が組織的に指導できる体制を確立する。
- (三) 進路指導の当面する課題等を明確にとらえ、校内における進路指導に関する研修を充実する。

二 指導計画を改善し、計画的・継続的に指導を進める

- (一) 教育課程に、進路指導を明確に位置づけるとともに、学級指導における進路指導を充実する。
- (二) 指導が第三学年に集中することなく、三か年を見通した適切な指導が各学年にわたって計画的、組織的に実施できるよう計画する。
- (三) 指導が進路の選択、特に進学の指導に偏ることなく、進路指導本来のねらいが十分達成できるよう配慮する。

四 進路指導の基盤となる生徒理解に努め、生徒の自己理解の深化を図るようにする。

- (五) 個々の生徒の特性に応じて、進路相談の充実に努めるとともに、生徒の個人資料の整理を図るなど、援助

- 指導の充実に努める。
- (六) 指導の成果の確認や、指導方法等の改善を図るための評価の工夫に努める。

三 家庭や関係諸機関との連携を強化する

- (一) 学校と家庭の相互理解と協力のもとに、効果的な指導が進められるよう保護者に対する適切な進路指導の啓発に努める。
- (二) 職業指導関係諸機関及び高等学校等との連携を深め、適切な情報の収集と交換に努めるとともに、進路指導について相互理解を図るよう努力する。

養護教育



「第三次福島県長期総合教育計画」

の第一期実施計画に基づく、第二年度養護教育の重点施策として、「障害をのりこえ、社会参加をめざす養護教育の推進」を掲げ、心身に障害を持つ児童生徒に対して、その障害に基づく種々の困難を克服して、強く生きようとする意欲を高め、可能な限り社会的自